

障害福祉サービス事業者運営指導 主な指摘事項
〔生活介護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	①生活支援員及び看護職員の配置について、基準どおり配置されてなかった。 ②配置すべき医師を嘱託医により確保しているが、嘱託医の事業所における勤務実態が確認できなかった。	①生活支援員及び看護職員のうち、1人以上を常勤としてください。 ②勤務時間を客観的な記録をもって管理する等、配置していることがわかるよう記録してください。 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取り扱いとすることができます。ただし、この場合、医師未配置減算として12単位減算するものとして取り扱ってください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程及び重要事項説明書の規定する項目が不足していた。	利用者から受領する費用の種類及びその額について、漏れなく規定してください。
重要事項説明書	重要事項説明書に記載する項目が不足していた。	重要事項説明書に記載する項目について、事故発生時の対応を記載してください。
利用者負担額等の受領	日常生活に要する費用について、同意を得ず、費用を徴収していた。	日常生活に要する費用の対象となる内容（便宜）は、利用者又はその家族の自由な選択に基づいて行われるため、利用者、家族には事前に説明し、同意を得てください。

生活介護計画	①アセスメントを実施していなかった。また実施した記録がなかった。 ②アセスメントに当たって、利用者に面接して行っていないかった。 ③計画作成に係る会議の記録が確認できなかった。 ④サービス提供前に計画の同意を得ていなかった。	①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。 また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。 ②アセスメントに当たっては、利用者に面接して行ってください。 ③計画の原案について、計画作成に係る会議を開催し、その内容を記録してください。 ④計画の目標や内容については、サービス提供前に利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。
サービス提供の記録	①サービス提供の都度、記録を作成していなかった。 ②月末にまとめて利用者等に確認を求めている。 ③サービスを提供した際に利用者又はその家族からサービスを提供したことの確認を受けていなかった。	①サービスの提供の都度、サービス提供日、提供サービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録してください。 ②支給量の管理及び報酬の請求に係る適切な手続きを確保する観点から、サービス提供の都度、サービスを提供したことについて確認を得てください。 サービスの提供記録について、サービスを提供した際には、利用者又はその家族からサービスを提供したことの確認を受けてください。
勤務体制の確保等	①職員に対する研修が実施されていないかった。 ②ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等の必要な	① 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保してください。 ②事業者は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、入所者（利用者）やその家

	措置を講じていなかった。	族等から受けるものも含む。)やパワーハラスメント)の防止のための雇用管理上の措置を講じてください。
身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかった。	以下について、適切に実施してください。また必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。
	※参考：身体拘束等の適正化について ① 身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること（緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません）。 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること（年1回以上） ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ④ 従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（年1回以上） ※適切な措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用される場合がありますので留意してください。	
虐待の防止	虐待防止のための措置を講じていなかった。	以下について、適切に実施してください。また必要な措置を講じていることが分かるように記録を作成してください。
	※ 参考：虐待の防止について ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること（年1回以上） ② 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること（年1回以上） ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと ※適切な措置を講じていない場合、虐待防止措置未実施減算が適用される場合がありますので留意してください。	
非常災害対策	①消防設備点検を実施していなかった。	①消火器、避難誘導灯、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備等の消防用設備については、6か月に1回点検し、1年に1回は消防署に報告してください。

	②消防計画及び防火管理者の届出をしていなかった。	い。 ②収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が30人以上の場合には、防火管理者（施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者）を選任し、消防署に届出を行ってください。また防火管理者は消防計画を作成し、消防署に届出してください。
衛生管理	①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。 ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施していなかった。 ④感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施していなかった。	①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。 ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備してください。 ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施し、その内容について記録してください。 ④従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施し、その内容について記録してください。
業務継続計画	①業務継続計画の災害に係る計画を策定していなかった。 ②業務継続計画に関する必要な研修及び訓練を定期的実施していなかった。	②業務継続計画の策定等について、災害に係る業務継続計画を策定してください。 ②業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施してください。 ※適切な措置を講じていない場合、業務継続計画未実施減算が適用される場合がありますので留意してください。
喀痰吸引等	①喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成していなかった。	①対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成してください。

	②喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成していなかった。 ③安全委員会・研修体制・その他の安全を確保するための体制を確保していなかった。	②喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出してください。 ③医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保してください。
--	---	--

3. 障害給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
食事提供体制加算	生活介護計画に食事提供体制加算の位置付けがなかった。	生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
欠席時対応加算	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録していなかった。	利用者又はその家族等に対して実施した連絡調整その他の相談支援の内容を記録してください。
訪問支援特別加算	生活介護計画に訪問支援特別加算の位置付けがなかった。	生活介護計画に位置付け、利用者から同意を得てください。
常勤看護職員等配置加算	スコア表（平成 24 厚労告第 122 号別表第 1 の 1 の表）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者にサービス提供を行っているか確認していなかった。	常勤換算方法で 1 以上の看護職員を配置し、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者にサービス提供を行った場合に算定できます。 ※令和 6 年度より、常勤看護職員等配置加算の要件が変更されているので注意してください。
重度障害者支援加算	①生活支援員のうち、研修（基礎研修）修了者を適切に配置していなかった。 ②研修（実践研修）修了者が、適切に利用者の様子を観察し、記録していなかった。	①重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)について、生活支援員のうち、20%以上の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を事業所に配置してください。 ②重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)について、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が、週に 1 回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、適切に記録してください。

送迎加算	送迎加算の算定要件を満たしていなかった。	送迎加算(Ⅰ)について、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用しなければなりません。
福祉・介護職員等 処遇改善加算	①福祉・介護職員等処遇改善計画及びキャリアパス要件の確認書類を整備し、職員に周知していなかった。 ②職員の処遇改善の内容・処遇改善に要する費用の見込額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表していなかった。	①福祉・介護職員等処遇改善加算について、福祉・介護職員等処遇改善計画及びキャリアパス要件を満たすことの確認書類について整備し、全ての福祉・介護職員に周知してください。 ②福祉・介護職員等処遇改善加算について、計画期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び職員の処遇改善に要する費用の見込額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表してください。
【参考】「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」厚労省通知（令和8年3月31日障障発0331第1号）		